誠和藤枝病院リハビリテーションのご案内



医師の判断に基づき、患者様一人一人に 合わせたリハビリのご提供を行います。 施設基準により、

脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅱ) 運動器リハビリテーション(Ⅱ)を行います。 なお、診療報酬で定められている基準により、 月最大13単位までの中で、患者様の病状や 目標に合わせてリハビリテーションを行います。

理学療法士(PT)

基本的動作能力(寝返り、 起き上がり、立ち上がり等) の回復を目的とし、 運動療法によって関節の 動きの改善、筋力強化、 持久性の向上等の改善を 行います。



作業療法士(OT)

障害のある方に、

生活動作獲得を図る為、諸機能の回復訓練や作業活動を用いて治療、 指導及び援助を行います。 当院では、作業活動を通し、病棟 生活の向上や認知機能の向上を 目的としています。



当院では、在宅復帰される患者様を 全力でサポートいたします。

◎短期集中リハビリ

患者様の目標に合わせ、 スムーズにご自宅へ帰られるよう、 医師と相談しながら病状に合わせた リハビリ計画書の作成・ご提供を行います。

◎退院前家屋調査

ご希望の患者様には、

退院前にご自宅へ訪問し、装具や家屋改修、介助動作のご提案をします。

◎退院前カンファレンス

退院前には、当院職員・退院後関わられる 事業所・ケアマネ等とカンファレンスを 行い、安全にご自宅で生活していただける

言語聴覚士(ST)

残された機能を使いよりスムーズ なコミュニケーションがとれることを目的としています。また、食事を上手く飲み込めないなどといった方への治療、指導及び援助を行います。

